

# 鹿児島県大阪事務所 鹿児島県PRサポーターショップ実施要領

## 1 趣旨

鹿児島県大阪事務所管轄内において、鹿児島県の食材を使った料理・飲料（焼酎等）を提供する飲食店等を、「鹿児島県PRサポーターショップ」（以下、「サポーターショップ」という。）として登録し、サポーターショップにおいて、鹿児島の食や観光の魅力を大いにPRすることを目的とする。

## 2 登録条件

鹿児島県大阪事務所管轄内において営業している飲食店等で、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 本県の食材を使った料理や、飲料（焼酎等）を提供していること
- (2) 『3 サポーターショップの役割』に定める事項について、同意すること
- (3) 県によるホームページ、広報誌等への店舗情報掲載について承諾すること

## 3 サポーターショップの役割

- (1) 県が提供するポスター、パンフレット等のPR資材の設置
- (2) 県が実施する各種アンケート実施に関する協力
- (3) 県等が実施するイベント等への協力
- (4) かごしま応援者証（ふるさと応援寄付金協力者）等の提示者への特典提供に努めること
- (5) その他本県PRに関すること

## 4 鹿児島県の役割

- (1) PR資材の提供
- (2) 県のホームページ、広報誌等への掲載
- (3) 本県の食材・飲料（焼酎等）や特産品に関する情報提供

## 5 登録等の方法

登録を希望する飲食店等は、「鹿児島県PRサポーターショップ登録申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入し、鹿児島県大阪事務所長に提出するものとする。

また、登録を辞退する場合は、「鹿児島県PRサポーターショップ辞退届出書」（別紙様式2）に必要事項を記入し、鹿児島県大阪事務所長に提出するものとする。

## 6 サポーターショップの登録期間

サポーターショップの登録期間は、10月1日～翌年9月30日までの1年間とし、期間途中での登録開始については、当該期間末までを登録期間とする。

なお、鹿児島県大阪事務所は、毎年、期間終了前までに「鹿児島県PRサポーターショップの登録更新について」（別紙様式3）により、次期期間における登録の継続確認を行うこととする。

また、登録飲食店が閉店した場合は、閉店の確認ができた時点で自動的に抹消する。

## 7 登録証の交付

鹿児島県大阪事務所長がサポーターショップの登録又は継続を確認した場合は、「鹿児島県PRサポーターショップ登録証」（別紙様式4）を、登録及び登録更新を希望する飲食店等に交付する。

### 附則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。